

和歌山市

ごみ減量アクションプラン



令和3年3月

目 次

第1章	ごみ減量アクションプランの策定にあたって	1
1-1	ごみ減量アクションプランの策定趣旨	1
1-2	ごみ減量アクションプランの性格	1
1-3	ごみ減量アクションプランの期間	1
第2章	ごみ排出量の現状と減量に向けた基本姿勢	2
2-1	ごみ排出量の現状	2
2-2	ごみ減量に向けた基本方針	3
2-3	数値目標	4
第3章	ごみ減量に向けたアクション	6
3-1	行政の施策	6
3-2	市民の取組	18
3-3	事業者の取組	22
3-4	3者協働での取組	26
○	行動指標・結果一覧表	30

第1章 ごみ減量アクションプランの策定にあたって

1-1 ごみ減量アクションプランの策定趣旨

和歌山市（以下、「本市」という）は、平成23年11月に和歌山市一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という）を策定し、ごみ処理においては、基本理念『つれもて分別ごみ減量～美しい海・山・川の城下町わかやま～』のもと、市民・事業者・行政が、つれもてごみ減量と資源分別に取り組んできました。その結果、家庭系ごみの排出量は、市民の取組の浸透にあわせて緩やかに減少し、事業系ごみの排出量は、取組の効果により大きく減少しました。令和元年度の1人1日当たりのごみ排出量は、平成22年度比約20%の削減となっています。

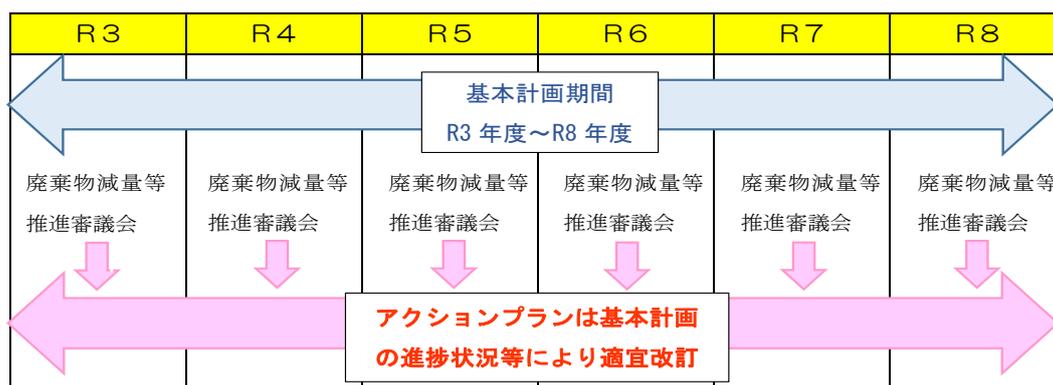
本市は、前計画の数値目標達成とさらなるごみ減量を目指して、令和3年度を開始年度とする第2次基本計画を策定しました。和歌山市ごみ減量アクションプラン（以下、「アクションプラン」という）は、第2次基本計画で掲げた『つれもてしよらごみ減量！！～住みたい魅力あふれる和歌山市～』の基本理念及び課題解決に向けた4つの基本方針に従い、ごみ減量へ向けた基本施策の詳細を定めるものです。

1-2 ごみ減量アクションプランの性格

アクションプランは、第2次基本計画で掲げた数値目標の達成に向け、市民・事業者・行政の3者が一体となってごみ減量や適正処理を実践するための具体的な行動を示すものであり、指標に沿って年度毎に評価・検証を行い、より実効性の高い取組を展開するためのものです。

1-3 ごみ減量アクションプランの期間

アクションプランの設定期間は、第2次基本計画と同じ令和3年度から令和8年度とします。ただし、アクションプランは、第2次基本計画の計画期間内における数値目標の進捗状況、社会情勢の変化、ごみ処理における国・県の動向を注視し、毎年和歌山市廃棄物減量等推進審議会で審議し、その審議結果に基づき適宜改訂します。



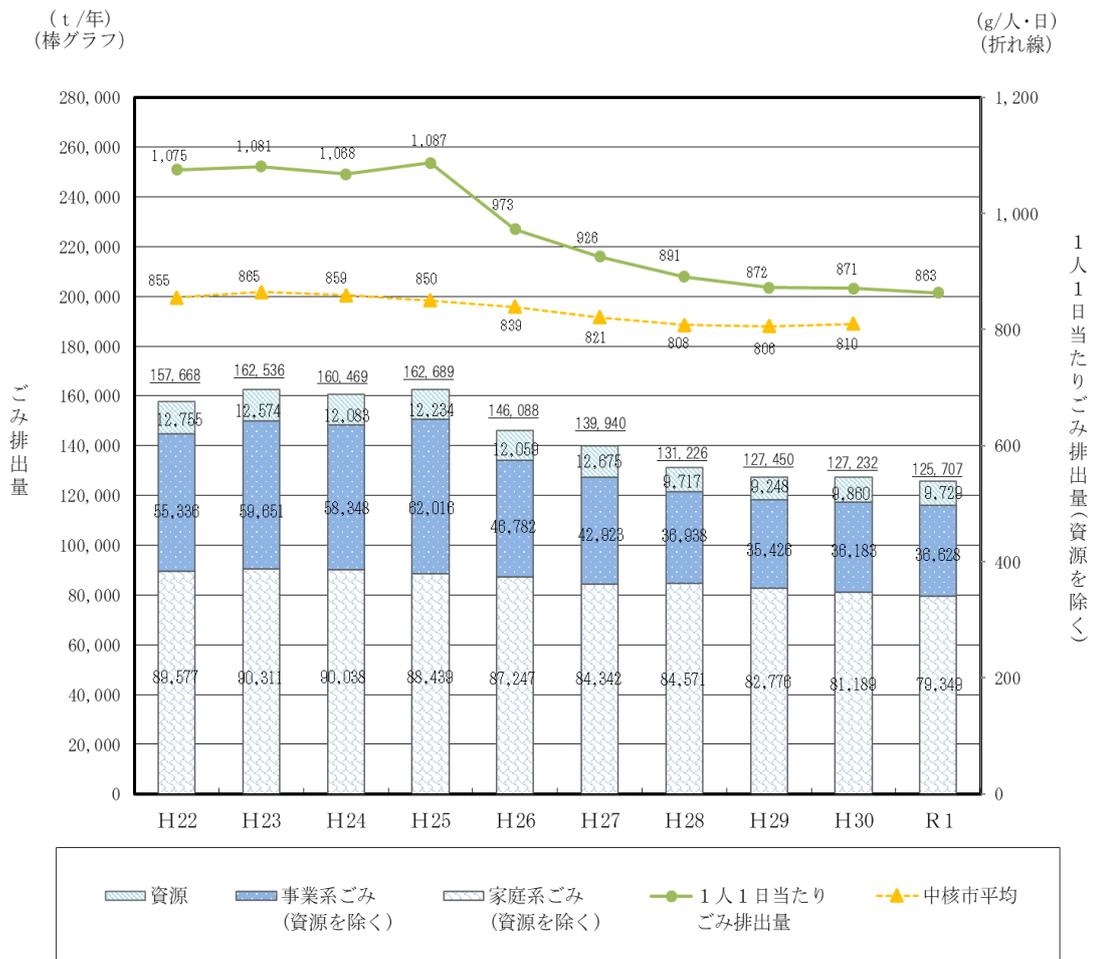
第2章 ごみ排出量の現状と減量に向けた基本姿勢

2-1 ごみ排出量の現状

本市のごみ排出量は、平成22年度から平成25年度まで増減を繰り返していましたが、ごみ減量の各施策が浸透し始めた平成26年度以降は減少傾向となっています。

1人1日当たりのごみ排出量（資源を除く）について、環境省が行っている実態調査での中核市の平均と本市実績を比較すると、最も差が開いていた平成25年度では237gの差がありましたが、平成30年度では61gまで縮まりました。また順位の比較では、平成22年度は中核市40市中で36位（ワースト4位）だったものが、平成30年度では54市中で40位（ワースト15位）となりました。しかし、依然として1人1日当たりのごみ排出量（資源を除く）は中核市平均より多い状況です。

ごみ排出量の推移



2-2 ごみ減量に向けた基本方針

第2次基本計画では、基本理念のもと、ごみ処理課題の解決に向けた基本方針を定めています。この基本方針に従いアクションプランで施策の詳細を定めます。

基本理念「つれもてこやしつみ減量！！住みたい魅力あふれる和歌山市」

【基本方針1】

環境負荷の少ないまちを目指したごみ発生抑制の推進

ごみの発生抑制は、中間処理量、最終処分量の削減につながることから、ごみ処理における環境への負荷を低減し、自然環境を保全する観点からも重要です。

市民・事業者一人ひとりが環境に配慮した意識を持った行動によって、1人1日当たりのごみ発生量を削減します。

【基本方針2】

一人ひとりがものを大切に使う意識を育む再利用の推進

「もったいない」の精神から市民・事業者一人ひとりが、まだ使えるものは繰り返し使うという意識を持ち、容易にごみとせず、リユース・リサイクルショップやフリーマーケット等を利用してリユースすることにより、ごみを減量します。

【基本方針3】

循環型社会形成のための資源リサイクルの推進

市民・事業者・行政の3者が連携し、かん、びん、紙、布、ペットボトル、白色トレイ等のリサイクルできる資源は分別を徹底し、資源化（リサイクル）を図ります。

【基本方針4】

みんなで取り組むごみを適正に処理する美しいまちづくり

最近増加している、まちなかでの不法投棄防止や分別されずに排出されたごみの適正指導、災害廃棄物の適正処理を通して、三者一体となって美しいまちづくりに取り組みます。

2-3 数値目標

第2次基本計画では、基本理念及び基本方針に基づき、ごみの減量・分別を実施するため、ごみ排出量の具体的な数値目標を次のとおり定めました。

この数値目標を達成するためにアクションプランで様々な施策を実施していきます。

数値目標1

1人1日当たりのごみ排出量(資源を除く)を早期に775gにする

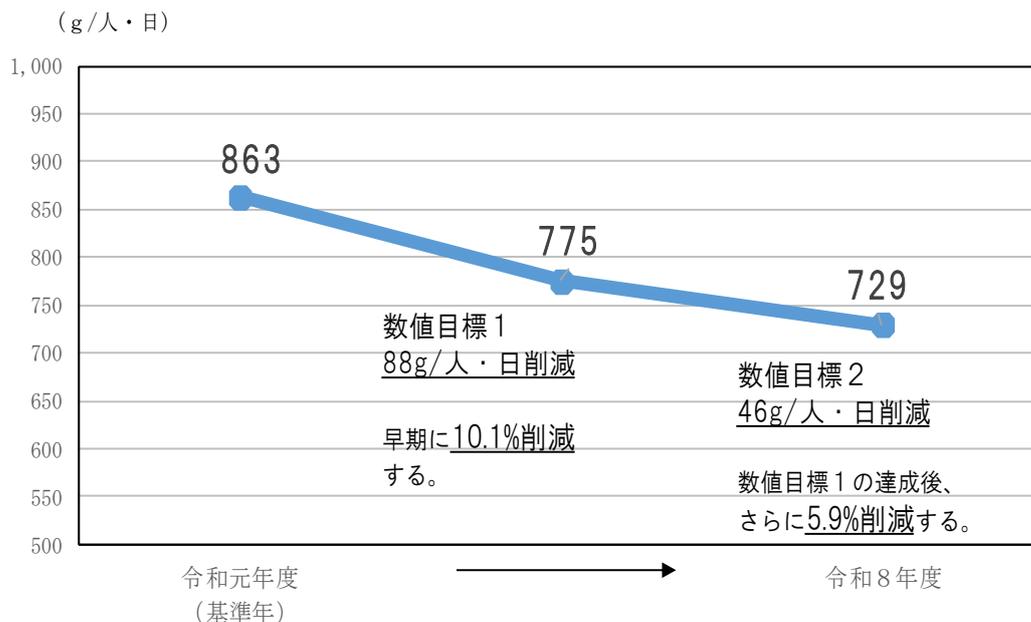
〔 863g/人・日(令和元年度) → 775g/人・日(前計画の目標を早期に達成)(▲10.1%) 〕

数値目標2

1人1日当たりのごみ排出量(資源を除く)を目標達成後から令和8年度までに729gにする

〔 775g/人・日(数値目標1の達成後) → 729g/人・日(令和8年度)(▲5.9%) 〕
(本計画における最終年度の目標)

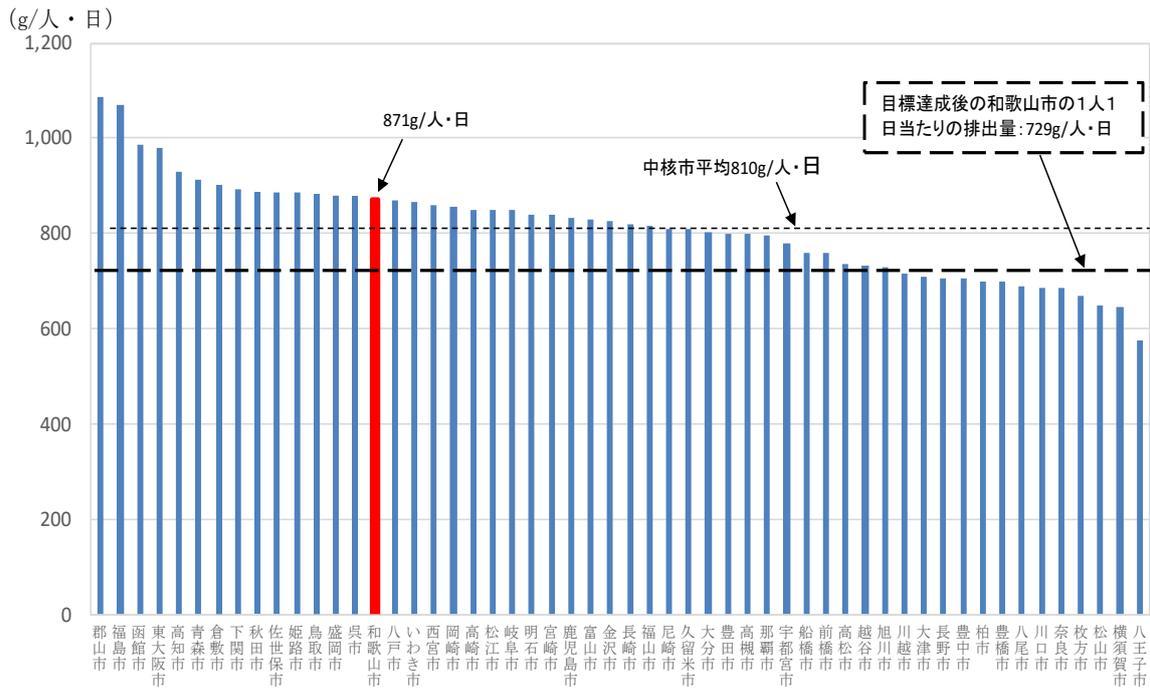
数値目標 [1人1日当たりのごみ排出量(資源を除く)]



目標達成時の姿

●中核市とのごみ排出量の比較

本市の1人1日当たりのごみ排出量（資源を除く）を中核市と比較すると、平成30年度実績で54市中40位となっている。ごみ減量及び資源化の取組を推進し目標を達成した場合、54市中14位となります。



※人口は住民基本台帳ベース



第3章 ごみ減量に向けたアクション

3-1 行政の施策

基本方針1 環境負荷の少ないまちを目指したごみ発生抑制の推進

【家庭系】

ごみを発生させない(リデュースの)ライフスタイルの意識を推奨する

家庭で日常的に食料品・衣料品・日用品の保管状況を点検し、余計なものを購入しない意識付けを啓発します。また、安易にごみとして出さないように、食料品については賞味期限・消費期限内に消費する、衣料品・日用品については長期間使用できるものを選んで購入する、日常的にマイバッグを持参する、といったごみの発生をできるかぎり少なくする「ごみのリデュース」を意識したライフスタイルを推奨し、ごみの減量を推進します。

〈主な施策〉

- 家庭での冷蔵庫やたんす、引き出しの中の保管状況の点検を推奨

新規

毎日、自分の家の冷蔵庫等にどのような食材や衣料品、日用品があるかを買い物前に確認し、必要なものだけ購入するため事前にメモ等をする習慣をつけることを推奨します。

アクション1 行政は市民に対しごみ減量出前講座を実施します



- 不必要なものを買わない、もらわない生活の普及

継続

買い物時に事前に書いたメモを確認し、その商品が本当に今必要なものかどうかを考えて購入するように推奨します。

アクション1 行政は市民に対しごみ減量出前講座を実施します

- 安易にごみとしないライフスタイルの普及

新規

家庭で食料品等の保管状況を確認し、買い物する前に必要なものだけメモすることでごみの元となる不要なものを持たないライフスタイルの普及を推進します。

アクション1 行政は市民に対しごみ減量出前講座を実施します



○マイバッグの推奨 **継続**

令和2年7月1日からレジ袋が有料化（一部製品を除く）となりました。これを機に、買い物時だけでなく通勤・通学時等にも常にマイバッグを持参するように啓発を強化します。

アクション1 行政は市民に対しごみ減量出前講座を実施します



3きり運動を推進し、生ごみの削減を図る

本市では、3きり（使いきり、食べきり、水きり）運動に特に力を入れて推進し、まずは、リリクルレシピ等を活用し、食材を有効利用する「使いきり」、食べ物を残さない「食べきり」の推奨に取り組み、食品ロスの原因となる手付かず食品や食べ残しを削減します。家庭ごみの約40%が生ごみであり、特に生ごみは多くの水分を含んでいるため、「最後にギュッとひと絞り」を合言葉に食品廃棄物の「水きり」に取り組み、水分除去を徹底してもらうことでごみの減量を図ります。

〈主な施策〉

○「リリクルレシピ」で「使いきり」を推進し、食品ロス削減でごみ減量 **重点**

市民から募集したごみ減量、特に「使いきり」・「食べきり」に役立つ料理のレシピを「リリクルレシピ」を冊子として平成31年3月に作成しました。今後も新しいレシピを募集し、これを利用して家庭から出る食べ残しごみの減量を推進します。

アクション2 行政は市民にごみ減量レシピを募集します



○食べ物を残さない「食べきり」を推進し、食品ロス削減でごみ減量 **重点**

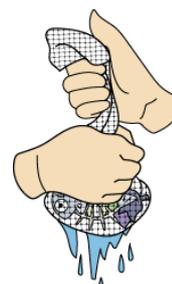
適量を作り、料理は残さず食べきるよう意識啓発をします。また、毎日買い物前に冷蔵庫等を点検し、保管している食材や賞味期限・消費期限を確認し、できるだけ期限内に食材の「食べきり」を推奨します。

アクション1 行政は市民に対しごみ減量出前講座を実施します

○ギュッと絞る「水きり」の意識啓発 **重点**

「使いきり」・「食べきり」・「水きり」の3きり運動を推進し、ごみ減量を推進します。特に生ごみには水分が多く含まれているため、ごみ出しの前に「最後にギュッとひと絞り」を合言葉に「水きり」の意識啓発をさらに推進します。

アクション1 行政は市民に対しごみ減量出前講座を実施します



経済的インセンティブの導入を検討する(ごみの有料化)

市民の意識改革を推進し、一般廃棄物の排出を抑制する方法として経済的インセンティブ(ごみの有料化)の導入があります。

本市では、平成21年2月18日付け和歌山市廃棄物対策審議会において「有料化の前にまずごみ減量の施策を実施すること」との答申を受けて、前計画から強化した減量化、資源化の施策によって一定のごみ減量成果が出ています。第2次基本計画では、本市のごみ処理の状況を把握した上でごみ減量の効果を検証しつつ、まず粗大ごみについて、ごみ排出の受益者負担や負担の公平化を図り、ごみ減量に対する意識向上のため有料化の検討を開始します。

〈主な施策〉

○粗大ごみの有料化の検討 **重点**

経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再利用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を進めるための方法として「ごみの有料化」があります。

しかし、本市の現状は、前計画での各施策によるごみ減量、資源分別の効果が出てきたところです。ごみの有料化については、市のごみ処理の状況を詳細に把握した上で、さらにごみ減量の効果を検証しつつ、まずごみ排出の受益者負担の点や公平性の点で大きな差が発生する粗大ごみの有料化について具体的な検討を開始します。

アクション3 行政は粗大ごみの有料化について他都市等の状況を検証します

情報提供、環境教育の強化・充実を図る

ごみ減量の啓発を行う上で各種広報やイベントを通じた情報提供、環境教育は非常に有益な手段であることから、本市ごみ情報サイト「リリクルネット」、「リリクルの総合ごみ情報誌」、「小学校への出前講座」等により、ごみに関する情報を今後も市民にとってわかりやすい方法で提供し、市民から家庭で行っているごみ減量アイデアを募集する等、情報の発信と受信を行います。

〈主な施策〉

○環境教育、出前講座、施設見学の強化 **重点**

市内全小学校、義務教育学校の4年生を対象とした出前講座、施設見学を継続するとともに、未就学児を対象とした幼稚園や保育所、認定こども園などの出前講座は親子で参加できるように、内容の充実や実施の拡大を推進します。

また、自治会等についても、地区のごみ減量推進員と協働して環境教育に取り組みます。

アクション1 行政は市民に対しごみ減量出前講座を実施します



ごみ減量推進員の活動を促進する

本市では、平成25年11月に発足したごみ減量推進員が地域において自主的に広くリデュース・リユース・リサイクルの3Rを市民に啓発、周知する活動に取り組んでいます。今後も引き続き活動支援を継続するとともに、不法投棄やごみの出し方等の地域におけるごみの課題について連絡を密にし、情報を共有することでごみ減量の啓発を進めます。

〈主な施策〉

○ごみ減量推進員の活動継続と情報共有の強化 **重点**

ごみ減量推進員には、各地域でのごみ出しや分別方法の指導、啓発、行政とのパイプ役となって取り組んでいただいています。

今後ごみ減量推進員が各地区でごみ減量に取り組みやすいように、研修会で各地区でのごみ減量や3Rの取組の紹介、情報提供、ごみ減量推進員一斉行動での協働等を含めて強化していきます。



アクション4 行政はごみ減量推進員に対し研修会を実施します

大学、関連団体との連携を強化する

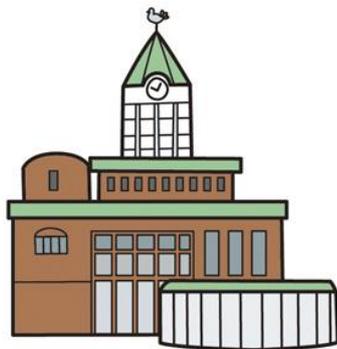
市内大学等の学生を対象とした情報提供との連携を実施している。関連団体との連携として継続的な取組を強化します。

〈主な施策〉

○大学との連携 **重点**

近年市内に増えてきた大学等の全学生を対象に、総合ごみ情報誌等による情報提供を継続するとともに、大学等と連携して学生の意識向上を図ります。

アクション5 行政は大学に総合ごみ情報誌を配布します



【事業系】

ごみをつくらない(リデュースの)取組を推奨する

「一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可制度」の導入、受入検査の実施により排出事業者のごみ減量意識の向上を図ってきました。今後もごみをつくらない排出事業者としての取組を推奨します。

〈主な施策〉

○事業系一般廃棄物の減量、資源化の指導強化 **重点**

排出事業者に対して減量計画書の提出を求める対象事業者数の拡大を検討します。また、ごみ減量を推進してもらうため、減量計画書を基に必要に応じて聞き取り調査等を実施します。

アクション6 行政は事業者に減量計画書の提出を依頼します

アクション7 行政は事業者に対しごみ減量の聞き取り調査を実施します



○安易にごみをつくらない排出事業者としての取組を推奨 **重点**

市場の動き等を注視してもらい、ごみの元となる過剰な生産を見直し、安易にものごみとしないビジネススタイルへの転換を推奨します。

アクション6 行政は事業者に減量計画書の提出を依頼します

3きり運動を推進し、生ごみの削減を図る

事業所から排出される生ごみも水分を減量することは不可欠です。3きり（使いきり、食べきり、水きり）運動に特に力を入れて推進します。

また、食品ロスは今社会にも大きな問題となっており、食品ロスに伴う大量廃棄はごみ減量及び公衆衛生の観点から対策が急務である案件であることから、循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例に基づき、多量排出事業者に対し減量計画書の提出を依頼し、生ごみ減量の協力を求めます。

〈主な施策〉

○水きりの意識啓発 **重点**

3きり（使いきり、食べきり、水きり）を推進することで水分を多く含む食品廃棄物の減量を図ります。

アクション6 行政は事業者に減量計画書の提出を依頼します

アクション7 行政は事業者に対しごみ減量の聞き取り調査を実施します

○多量排出事業者に対して減量計画書の提出を依頼 **重点**

多量排出事業者については、本市から減量計画書の提出を依頼し、ごみ減量の観点から適切な取組を実施するよう啓発を行います。

アクション6 行政は事業者に減量計画書の提出を依頼します

ごみ処理手数料の適正性を検討する

事業所から排出される一般ごみの処理手数料は平成26年度に改定し、ごみ減量の一因となっています。今後も事業者の処理責任に従った自己処理の推進に向け、事業系一般ごみの排出状況及びごみ処理経費の変動を見ながら、必要に応じごみ処理手数料の適正性を検討します。

〈主な施策〉

○処理手数料の適正性を検討 **継続**

事業系一般廃棄物のごみ処理手数料は、昭和43年から有料化に伴い徴収しています。過去数回、料金の改定を実施し、直近では平成26年度に改定を行い、現在は10kgあたり130円となっています。

今後も受益者負担の原則により、事業系一般廃棄物の排出量やごみ処理経費の変動を見ながら必要に応じてごみ処理手数料の適正性を検討します。

アクション8 行政はごみ処理にかかる経費を分析します

事業系ごみ排出者の管理徹底を実施する

「一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可制度」「一般廃棄物管理票（マニフェスト）制度」を導入することで、事業者の処理責任を明確化し、適正処理の推進を図ってきました。今後も制度を活用した事業系ごみ排出者のさらなる管理徹底を実施します。

〈主な施策〉

○一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可制度の活用 **継続**

許可業者との情報交換等を行いながら、排出事業者の管理を継続します。

アクション9 行政はマニフェストの提出を依頼します



基本方針2 一人ひとりがものを大切に使う意識を育てる再利用の推進

【家庭系】

ごみにしない(リユースの)ライフスタイルを推進する

現在使っている品物を大切に使用し、壊れても可能な限り修理・修繕、リメイクして使うこと、リユース可能な容器を使用している商品を購入することを推奨します。

また、不必要となったものでもまだ使用できる品物は、リユース・リサイクルショップやフリーマーケット（インターネットのフリーマーケットも含む）等の利用を奨励し、市民に積極的に情報を提供することでリユースのライフスタイルの定着を推進します。

〈主な施策〉

○今ある品物を修理・修繕し、長期間使用することを奨励 **重点**

今使っている品物が壊れた場合でも、可能な限り修理・修繕、リメイクして使うことで安易にごみとしないこと、使い捨て容器を使用せず可能な限りリユースできる容器を使用している商品を購入することを奨励します。



アクション1 行政は市民に対しごみ減量出前講座を実施します

○リユース・リサイクルショップやフリーマーケット（インターネット上でのフリーマーケットも含む）等の利用を推奨 **重点**

リユースできるものは、リユース・リサイクルショップやフリーマーケット、店頭回収を積極的に利用していただきます。

また、最近インターネットやSNSではオンラインでのオークションやフリーマーケット等も広まっています。これらも積極的に利用することにより、不必要となったものでもリユースできる方法があることを出前講座やリリクルネットで啓発します。



アクション1 行政は市民に対しごみ減量出前講座を実施します

ごみ減量推進員の活動を促進する

本市では、平成25年11月に発足したごみ減量推進員が地域において自主的に広くリデュース・リユース・リサイクルの3Rを市民に啓発、周知する活動に取り組んでいます。今後も引き続き活動支援を継続するとともに、不法投棄やごみの出し方等の地域におけるごみの課題について連絡を密にし、情報を共有することでごみ減量につなげます。

〈主な施策〉

○ごみ減量推進員の活動促進 **重点**

ごみ減量推進員には、各地域でのごみ出しや分別方法の指導・啓発など、行政とのパイプ役となって取り組んでいただいています。

今後のごみ減量推進員が各地区で取り組みやすいように、研修会で各地区でのごみ減量や3Rの取組の紹介、情報提供、ごみ減量推進員一斉行動での協働等を含めて活動を強化していきます。



アクション2 行政はごみ減量推進員に対し研修会を実施します

大学、関連団体との連携を強化する

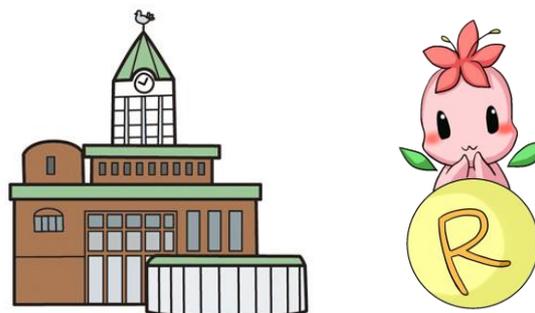
市内大学等の学生を対象としたリユースの情報提供と、大学等や関連団体と連携して継続的な取組を強化します。

〈主な施策〉

○大学との連携 **継続**

近年市内に増えてきた大学等の全学生を対象に、総合ごみ情報誌等の情報提供の実施を継続するとともに、大学等と連携して学生の意識向上を図ります。

アクション3 行政は大学等に総合ごみ情報誌を配布します



【事業系】

ごみにしない(リユースの)取組を推進する

事業者には、使い捨てのものはつukらない・使わない、また、リターナブル容器を採用する、リユース可能な材質・素材・デザインを取り入れる等の啓発を行います。

また、事務所の備品等についても、安易にごみとして出さないように長期間使用することや不要なものはリユース・リサイクルショップを利用してリユースする意識付けを徹底させていきます。

〈主な施策〉

○リユース可能な容器の使用を推奨 **継続**

商品を入れる容器等については、消費者から回収後繰り返し使用できるものを選んでもらう意識を啓発します。

アクション4 行政は事業者にごみ減量パンフレット等を配布し、リユースの意識啓発を行います



基本方針3 循環型社会形成のための資源リサイクルの推進

【家庭系】

資源回収の周知徹底と資源化(リサイクル)を推進する

ごみの組成分析では、一般ごみの中には、分別することでリサイクルできるものが多く含まれています。資源となるものは資源回収日に出してもらうことを周知するとともに、平成30年度に開設した青岸ストックヤードを活用し、リサイクルを推進します。プラスチックごみは、引き続き焼却による熱回収(ごみ発電)を推進します。

〈主な施策〉

○資源回収日の啓発 **継続**

毎週水曜日は、かん・びん・紙・布・ペットボトルの資源を回収しています。回収した資源は民間業者がリサイクルしています。資源が一般ごみに混入しないよう、きちんと分別して、資源回収日に出すよう啓発を徹底します。

アクション1 行政は市民に対しごみ減量出前講座を実施します



○小型家電回収日の啓発 **継続**

小型家電には様々な素材が使われており、解体・分別することでリサイクルできるものが多く含まれています。

このため一般ごみに出さずに、小型家電回収日に出してもらえるように啓発し、リサイクルを推進していきます。

アクション1 行政は市民に対しごみ減量出前講座を実施します



古紙の資源分別を徹底する

古紙については、新聞・雑誌・ダンボール等の種類があるが、その中で特に雑がみは、使われている用途や材質が多岐にわたり、分別が複雑です。このことから、ごみとせずリサイクルに努めるよう市民への情報提供、啓発の強化を図ります。

〈主な施策〉

○雑がみ分別方法に関する情報提供の強化 **継続**

雑がみのより一層の分別徹底に向け、わかりやすく、正しい分別方法等の継続的な情報提供に努めます。

アクション1 行政は市民に対しごみ減量出前講座を実施します



店頭回収の利用促進

白色トレイ等の店頭回収を実施している『回収協力店』について、回収資源の種類などの情報を市民に提供することにより、資源分別意識の向上を図っています。今後も、実施している店舗の情報提供を充実させ、市民への買い物ついでに店頭回収を利用する等の促進、事業者への店頭回収の実施の促進を行います。

〈主な施策〉

○店頭回収の啓発 **重点**

白色トレイ等の店頭拠点回収を実施している店舗について、どの店舗でどのようなものが回収できるか市民への周知を継続します。

アクション1 行政は市民に対しごみ減量出前講座を実施します



大学・民間・関連団体等との連携を強化する

大学・民間・関連団体のリサイクルの啓発、技術等の連携を強化します。

〈主な施策〉

○民間との連携 **重点**

資源分別やリサイクルに関する活動を推進している民間企業等と新たなリサイクル資源や技術の導入、処理設備、施設の導入について、情報交換や助言等の連携を図ります。

アクション2 行政は民間企業と意見交換や現地見学等を実施します



【事業系】

事業者が排出する古紙類の資源化(リサイクル)の徹底を推進する

事業系一般ごみの中にはリサイクル可能な古紙類が混入している例が多いため、事業者に対し、古紙類のリサイクルに関する周知を行っています。今後もリサイクル推進のために受入規制等施策を強化し、指導・啓発を継続していきます。

〈主な施策〉

○事業者が排出する古紙類の資源化の徹底 **継続**

平成28年10月から事業者から排出されるリサイクル可能な古紙類は、青岸清掃センターへの受入を原則拒否し、排出者の責任でリサイクルを行うよう取組を推進してきました。今後も事業者に対し、古紙類の資源化の周知徹底を図ります。

アクション3 行政は排出事業者にごみ減量パンフレットを配布し古紙のリサイクルについて周知します

事業者との連携・協働による取組を推進する

事業者向けパンフレットの配布やホームページによる情報提供、また、意見聴取会を開催し意見交換を行うこと等により協働体制を構築しています。今後も事業者と協力した取組を実施します。

〈主な施策〉

○事業者と資源化(リサイクル)に向けた情報交換の推進 **継続**

事業者と行政が協働してリサイクルに向けた取組を行い、その情報提供を行います。

アクション4 行政は排出事業者と意見交換を実施します

関連団体との連携を強化する

関連団体等との連携による、リサイクル等に向けた取組の推進施策を継続します。

〈主な施策〉

○関連団体との連携 **継続**

廃棄物減量等推進審議会の場合を活用して、関連団体と事業者のリサイクルに向けた取組についての情報交換や情報提供を行い、事業者と行政の連携を図ります。

アクション5 行政は廃棄物減量等推進審議会等の意見交換会を開催します



3-2 市民の取組

基本方針1 環境負荷の少ないまちを目指したごみ排出の抑制の推進

ごみを発生させない(リデュースの)ライフスタイルを目指す

家庭で日常的に食料品・衣料品・日用品の保管状況を点検し、余計なものを購入しない意識を持ちます。また、安易にごみとして出さないように、食料品については賞味期限・消費期限内に消費する、衣料品・日用品については長期間使用できるものを選んで購入する、日常的にマイバックを持参するなど、ごみの発生をできるかぎり少なくする「ごみのリデュース」のライフスタイルを意識し、ごみの減量を推進します。

〈市民の取組例〉

- 家庭での冷蔵庫やたんす、物置等の在庫の点検を推奨 **新規**

毎日、自分の家の冷蔵庫等にどのような食材があるかを買い物前に確認し、必要なものだけメモする習慣をつけます。

アクション1 市民は出前講座等に積極的に参加し、日常からごみ減量を意識したライフスタイルを実践します



- 不必要なものを買わない、もらわない生活の普及 **重点**

家庭で食料品等の保管状況を確認し、買い物する前に必要なものだけメモすることでごみの元となる不要なものを持たないライフスタイルを目指します。

アクション1 市民は出前講座等に積極的に参加し、日常からごみ減量を意識したライフスタイルを実践します

- 安易にごみとしないライフスタイルの普及 **新規**

買い物時に事前に書いたメモを確認し、その商品が本当に必要なものかどうかを考えるライフスタイルを意識します。

アクション1 市民は出前講座等に積極的に参加し、日常からごみ減量を意識したライフスタイルを実践します

- 賞味期限・消費期限を意識して購入 **重点**

主に食品に関しては、賞味期限・消費期限の意味を理解し、期限内に使いきることを意識して購入します。

アクション1 市民は出前講座等に積極的に参加し、日常からごみ減量を意識したライフスタイルを実践します

○マイバッグの推奨 **継続**

令和2年7月1日からレジ袋が有料化（一部製品を除く）となりました。これを機に買い物時だけでなく通勤・通学時等にも常にマイバッグを持参するように心がけます。

アクション1 市民は出前講座等に積極的に参加し、日常からごみ減量を意識したライフスタイルを実践します



3きり運動を実行し、生ごみの削減を図る

3きり（使いきり、食べきり、水きり）運動を推進し、まずは、リリクルレシピ等を活用し、食材を有効利用する「使いきり」、食べ物を残さない「食べきり」に取り組み、食品ロスの原因となる手付かず食品や食べ残しを削減します。さらに家庭ごみの約40%が生ごみであり、特に生ごみは多くの水分を含んでいるため、「最後にギュッとひと絞り」を合言葉に食品廃棄物の「水きり」に取り組み、水分除去を徹底することでごみの減量を図ります。また、リリクルレシピ等を活用し、食品ロスとなる手付かず食品の廃棄を削減し、生ごみの削減を図ります。

〈市民の取組例〉

○「リリクルレシピ」で「使いきり」に取り組み、食品ロス削減でごみ減量 **重点**

市民から募集したごみ減量、特に「使いきり」・「食べきり」に役立つ料理のレシピを「リリクルレシピ」を冊子として平成31年3月に作成しました。このリリクルレシピ等を活用して、手付かず食品や調理くずの削減を図ります。

アクション2 市民はリリクルレシピを積極的に考案し、応募します



○食べ物を残さない「食べきり」に取り組み、食品ロス削減でごみ減量 **重点**

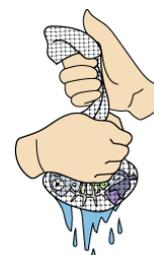
適量を作り、料理は残さず食べきるよう意識啓発をします。また、賞味期限・消費期限を意識し、期限内に食べきることから家庭からの食品ロス削減を図ります。

アクション1 市民は出前講座等に積極的に参加し、日常からごみ減量を意識したライフスタイルを実践します

○ギュッと絞る「水きり」の意識強化 **重点**

生ごみには水分が多く含まれているため、ごみ出しの前に乾燥やもうひと絞りする「水きり」の意識を徹底します。

アクション1 市民は出前講座等に積極的に参加し、日常からごみ減量を意識したライフスタイルを実践します



基本方針2 一人ひとりがものを大切に使う意識を育てる再利用の推進

ごみにしない(リユースの)ライフスタイルを目指す

現在使っている品物を大切に使用し、破損した場合でも可能な限り修理・修繕、リメイクして使うこと、リターナブル容器を使用している商品を購入します。また、不必要になったものでもまだ使用できる品物は、リユース・リサイクルショップやフリーマーケット（インターネット上でのフリーマーケットも含む）等を利用し、リユースのライフスタイルの定着を目指します。

〈市民の取組例〉

○今ある品物を修理・修繕し、長期間使用する取組 **重点**

粗大ごみとなるような家具や比較的長期間使用できる衣服などは、可能な限り修理・修繕し、大事に利用します。

アクション1 市民は出前講座等に積極的に参加し、日常からリユースを意識したライフスタイルを実践します



○リユース・リサイクルショップやフリーマーケット（インターネット上でのフリーマーケットも含む）等の利用 **重点**

リユースできるものはリユース・リサイクルショップ等を活用するなどの取組により、捨てずにリユースします。また、最近インターネットやSNSではオンラインでのオークションやフリーマーケット等も広まっています。これらも積極的に利用します。

アクション1 市民は出前講座等に積極的に参加し、日常からリユースを意識したライフスタイルを実践します



基本方針3 循環型社会形成のための資源リサイクルの推進

かん、びん、紙、布、ペットボトル、白色トレイ、小型家電等、蛍光管等の分別を徹底する

かん、びん、紙、布、ペットボトル、白色トレイ、小型家電等、蛍光管等をリサイクルするためには、市民による分別が欠かせないため、ごみ一つひとつを分別する意識を高め、一般ごみに混入して排出されることがないように、これらの分別を徹底し、リサイクルに取り組みます。

〈市民の取組例〉

○資源分別の徹底 **重点**

一般ごみとして排出されているごみには、リサイクル可能なものが多く含まれています。特に紙類（紙袋、雑がみ等）は、まだ一般ごみとして排出されている量も多いため、しっかり分別します。



アクション1 市民は行政が実施するごみ減量出前講座に積極的に参加します

○店頭回収等の活用 **継続**

白色トレイについては店頭回収を活用し、リサイクルを推進します。

アクション1 市民は行政が実施するごみ減量出前講座に積極的に参加します

○小型家電回収日を利用した資源リサイクルの取組 **重点**

小型家電等については、地区によって回収月が決まっており、回収月内に設けた小型家電回収日を利用し、資源リサイクルの取組に協力します。

アクション1 市民は行政が実施するごみ減量出前講座に積極的に参加します



3-3 事業者の取組

基本方針1 環境負荷の少ないまちを目指したごみ発生抑制の推進

ごみを発生させない(リデュースの)ビジネススタイルを意識する

事業者は、循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法に基づき、事業所内でのごみ減量に関する研修等を行い、排出されるごみ量やごみの種類を把握することでごみの減量意識を高め、さらに大量生産・大量消費・大量廃棄の見直し、在庫管理の徹底等でごみの発生を抑制するビジネススタイルを意識することによりごみ発生量の削減に取り組みます。

〈事業者の取組例〉

○ごみの発生を抑制するビジネススタイルを意識 **新規**

市場の動き等を注視し、ごみの元となる過剰な生産を見直すなど、安易にごみを発生させないようにします。インターネット販売やショールーム等を導入し、店舗に置く商品をできるだけ少なくしたビジネススタイルを意識します。

アクション6 事業者は行政の依頼に基づき減量計画書を提出します

○在庫管理の徹底 **重点**

販売店においては、発注や在庫を管理し、市場に合わせた適正な供給を目指します。

アクション6 事業者は行政の依頼に基づき減量計画書を提出します

○簡易包装化等の推進 **継続**

簡易包装化、エコマーク商品の販売、詰め替え商品の販売等を推進し、市民と販売店が協力してごみ減量、資源化に取り組みます。

アクション6 事業者は行政の依頼に基づき減量計画書を提出します



食品ロス削減の取組を推進する

特に飲食店、食品製造・販売事業者においては、循環型社会形成推進基本法及び廃棄物処理法に基づき、生産と消費のバランスを見直し、小皿メニュー等の導入や水分の削減、生ごみの自己処理等の取組を実施し、食品ロスの削減に取り組みます。また、行政による減量計画書の提出等のごみ減量施策に協力し、ごみの削減を図ります。

〈事業者の取組例〉

【飲食店・食品製造・販売事業者等】

○食品ロスの削減 **重点**

調理時に無駄なごみを出さないように工夫し、可能な限り使いきるとともに、食品量り売りや持ち帰り可能にすることで売り残しを削減します。また、在庫や発注の管理を徹底し、作り過ぎをなくし、食品ロスを削減します。

アクション6 事業者は行政の依頼に基づき減量計画書を提出します

アクション7 行政は減量計画書に基づき事業者に聞き取りを実施します

○ごみ減量計画書の作成 **重点**

多量排出事業者については、減量計画書を市へ提出し、ごみの減量に努めるとともに市のごみ減量施策に協力します。

アクション6 事業者は行政の依頼に基づき減量計画書を提出します

アクション7 行政は減量計画書に基づき事業者に聞き取りを実施します



3きり運動を推進し、生ごみの削減を図る

事業所から排出される生ごみも、家庭からの生ごみと同様に水分を減量することは不可欠である。3きり（使いきり、食べきり、水きり）運動を実践し、水分を除くことでごみの減量を図ります。

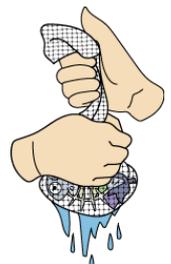
〈事業者の取組例〉

○水きりの意識向上 **重点**

飲食店においては生ごみをできるだけ水切り器、水切りネット等を利用して水気を絞るなど、ごみから水分を除きます。

アクション7 行政は減量計画書に基づき必要に応じて事業者に聞き取りを実施します

アクション10 行政はごみ減量パンフレット等を配布し、水きりを啓発します



基本方針2 一人ひとりがものを大切に使う意識を育てる再利用に推進

ごみにしない(リユースの)取組を徹底する

事業者は、使い捨てのものはつくりたくない・使わない、また、リターナブル容器を採用する、リユース可能な材質・素材・デザインを取り入れる等を実践します。

また、事務所の備品等についても、安易にごみとして出さないように長期間使用することや不要なものはリユース・リサイクルショップを利用してリユースする意識付けを徹底します。

〈事業者の取組例〉

【飲食店・食品製造事業者等】

○リユース・リサイクル製品の製造 **重点**

リターナブルびんや食器等のリユース製品、リサイクルされた製品等を意識して積極的に購入します。

アクション5 事業者は使い捨て製品の使用を抑制し、リユース・リサイクル製品を積極的に活用します



○長期利用及びリユースの推進 **重点**

粗大ごみとなるような備品などは、可能な限り修理・修繕し、大切に長く利用します。

アクション5 事業者は使い捨て製品の使用を抑制し、リユース・リサイクル製品を積極的に活用します

○繰り返し使える製品の製造 **重点**

飲食店においては、割り箸や紙製おしぼりなどの使い捨て、製品の使用を控え、繰り返し使用可能な製品を利用します。

アクション5 事業者は使い捨て製品の使用を抑制し、リユース・リサイクル製品を積極的に活用します



基本方針3 循環型社会形成のための資源リサイクルの推進

かん、びん、紙、布、ペットボトル等は分別を徹底する

かん、びん、紙、布、ペットボトル等は、事業者の責任のもと適正に処理することでリサイクルされます。一般ごみに混入して出されることがないように、これらの分別を徹底し、リサイクルを推進します。

〈事業者の取組例〉

○資源分別の徹底 **重点**

事業所での分別ルールを徹底し、かん、びん、ペットボトル、紙等を分別し、リサイクルします。特に事務所における書類（機密書類やシュレッダー紙）などの紙類をリサイクルします。

アクション6 事業者は資源の分別を徹底し、リサイクルを推進します



新たな資源化(リサイクル)方法を研究・実施する

業種によって多量に排出される食品廃棄物や紙類などの品目について、リサイクルする方法や新技術等について積極的に研究・実施し、ごみ減量や資源分別を推進します。

〈事業者の取組例〉

○新たなリサイクル方法の研究と実施 **継続**

事業者によって多量に排出される品目（飲食店の生ごみ、事務所の紙類、シュレッダー紙等）について、ごみではなく資源として利用できる方法について研究し、実行します。

アクション4 事業者は行政と意見交換を実施します

3-4 3者協働での取組

基本方針4 みんなで取り組むごみを適正に処理する美しいまちづくり

ごみを適正に処理し、清潔で美しいまちを目指す

行政は、地域の状況に精通した収集センターを中心に、最近増加しているまちなかでの不法投棄における防止対策や清掃、ルール違反ごみの指導を実施します。市民及び事業者は、日常的に身近なごみを清掃することや一万人大清掃に積極的に参加する等、みんなで清潔で美しいまちづくりに貢献します。

〈主な取組例〉

○まちなかの巡回清掃の実施 **新規**

行政は、定期的にまちなかを巡回し、関連部局等と連携の上、道路等に放置されたごみの回収、清掃を実施します。

アクション1 行政はまちなかの巡回清掃を実施します

○事業系ごみの適正処理指導 **重点**

行政は、事業系のごみを家庭系のごみ集積場に排出している事業者に対して、事業系ごみとして適正に処理するように指導していきます。特に事業系一般廃棄物の排出が多い飲食店については、ポスティング及び訪問にて積極的に指導を行います。

アクション2 行政は事業系一般廃棄物の適正処理について必要に応じて訪問指導します

不法投棄対策を推進する

ごみの不法投棄は、市民の生活環境に悪影響を及ぼし、また、まちの景観を損ねるものであり、行政は、不法投棄を未然に防止するため、監視パトロールの実施や監視カメラの活用等の施策を実施します。市民は、不法投棄防止ボランティア等の活動を実施します。事業者は、事業系ごみを適正に処理します。3者が連携し、不法投棄をされない美しく清潔なまちづくりを目指します。

〈主な取組例〉

○不法投棄監視パトロールの実施 **継続**

行政は、不法投棄が複数回確認されたポイント等を中心にパトロールを実施し、不法投棄を未然に防ぎます。

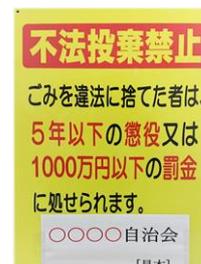
アクション3 不法投棄監視パトロールを実施します



○不法投棄されないまちづくり **重点**

自治会、事業所等でごみ集積場等に不法投棄防止看板等を掲示し、不法投棄を防止します。

アクション4 市民は不法投棄が頻発する場所に防止看板を設置します



災害廃棄物を適正に処理する

近年、日本では東日本大震災や平成30年7月豪雨等の大規模自然災害の発生が頻発しています。自然災害が発生した際には、大量の廃棄物の発生が見込まれます。行政は、災害廃棄物処理計画を随時見直し、関連事業者、周辺市町村、和歌山県等と多方面かつ広域的な連携を図り協力体制を構築します。また、市民・事業者・行政の協力体制を構築し、3者が連携することでそれら災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、まちの早期復興に貢献します。

〈主な取組例〉

○和歌山市災害廃棄物処理計画の適宜見直し **重点**

大規模自然災害時に発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するために、和歌山市災害廃棄物処理計画を平成29年10月に策定しました。今後も全国で発生した災害の規模や性質について検証を続け、和歌山市地域防災計画等をもとに関係部局と連携して対処できるよう適宜見直しを図ります。

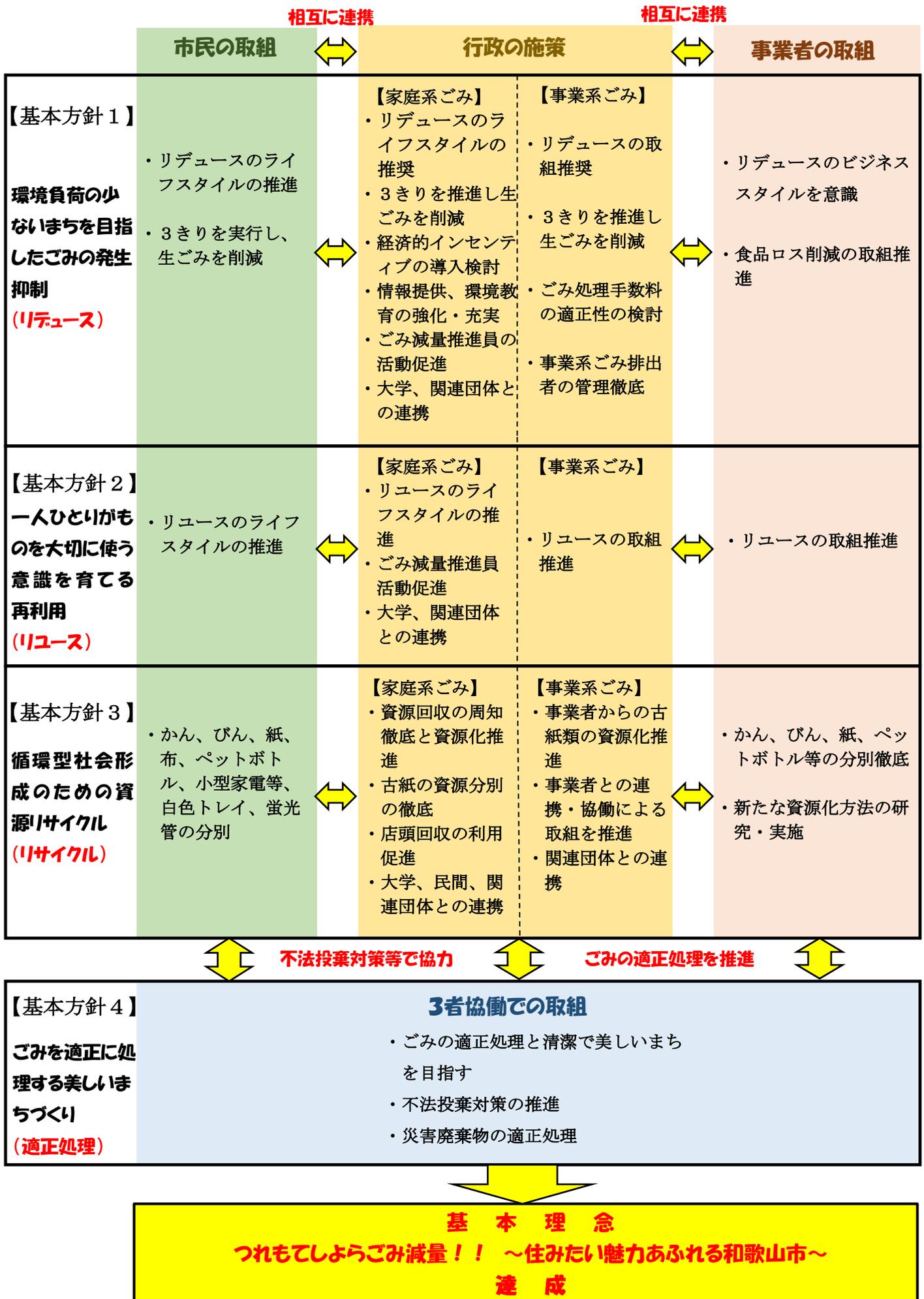
アクション5 行政は災害時の収集マニュアルを作成します



○広域的な協力体制の構築 **重点**

大規模災害発生時には、周辺市町村も被災している可能性が高いため、市は、県とも協議の上、近隣市町村だけでなく、県外の市町村とも連携して、災害廃棄物を迅速に処理できるよう広域的な協力体制を構築します。

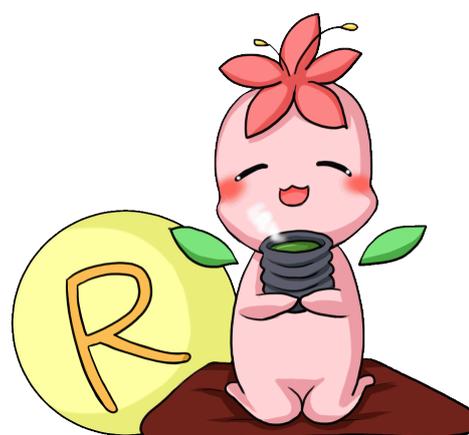
アクション6 行政は大規模災害に備えて他市と協力協定の締結を検討します



施策の体系図

SDGsとは

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された、2030年を期限とする世界共通の17の目標です。誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に、総合的に取り組むものです。本市でも令和元年度に国から「SDGs未来都市」の1つに選定され、企画課を中心に、行政だけでなく市民、事業者も一体となり、市全体で様々な取り組みを進めているところです。このSDGsの中には近年世界でも問題となっている地球温暖化問題やプラスチックごみ問題、食品ロス問題等も含まれています。



ごみ減量アクションプラン

令和3年3月

発行・編集 和歌山市 一般廃棄物課
〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地
電 話：073-435-1352（直通）
メール：ippanhaiki@city.wakayama.lg.jp